

○財務省告示第七十二号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第五条第十一项及び政府資金調達
 事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五
 条第十一项の規定に基づき、平成二十二年二月十
 日に発行した割引短期国債及び政府短期証券の発
 行条件等を次のとおり告示する。

平成二十二年三月三日

財務大臣 菅 直人

一 名称及び記号 国庫短期証券（第八十六回）	二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条 九年法律第二十三号）第四十六 条第一項並びに財政法（昭和二十 二年法律第三十四号）第七条 の法律及びそ の条項	三 振替法の適用 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号） 以下「振替法」という。）の規定 の適用を受けるものとし、その 振替機関は日本銀行とする。 価格を競争に付して行われる入 札（以下「価格競争入札」とい う。）による発行（以下「価格競 争入札発行」という。）及び価格 競争入札と同時に行為れる入札	四 発行方法
---------------------------	---	---	--------

口

国債市場

六
イ
発

入札発行競争金額
価格競争
行争額

額千円
面金額で三兆二千四百五十三
万円の特
別会計に
關する法
律第百十
六条第九
項の
規定に基づ
き、

五
イ
募

入札発行競争
価格競争
方法決定の

各々の
募集額を
割り当てる。
各募集額を
割り当てる。
募集額を割
り当てる。

場であつて、
財務大臣が
各限額市
場特別参加
者に發行し
、以下
を定め、
募集額を
割り当てる。
募集額を割
り当てる。
募集額を割
り当てる。

争 入 札 発 行	非 価 格 第 I 競	者 参 加	特 別 参 加 場	十 一 月 十 日 発 行		平 成 二 十 二 年 二 月 十 日	す 〇	額 〇	の 記 載 又 は 記 録 〇	振 替 法 規 定 に 基 づく 〇	最 低 額 〇	九 八 〇 〇 〇	最 低 額 〇	行 争 入 札 発 行	非 価 格 第 I 競	者 参 加	特 別 参 加 場	七 月 〇 日 入 札 発 行		行 争 入 札 発 行	非 価 格 第 I 競	者 参 加	特 別 参 加		
				入 札 発 行	価 格 競 争 額													入 札 発 行	価 格 競 争 額						
十 四 錢 一 厘	十 四 錢 一 厘	十 四 錢 一 厘	十 四 錢 一 厘	五 千 九 百 〇 〇	五 千 九 百 〇 〇	五 千 九 百 〇 〇	五 千 九 百 〇 〇	五 千 九 百 〇 〇	五 千 九 百 〇 〇	五 千 九 百 〇 〇	五 千 九 百 〇 〇	五 千 九 百 〇 〇	五 千 九 百 〇 〇	五 千 九 百 〇 〇	五 千 九 百 〇 〇	五 千 九 百 〇 〇	五 千 九 百 〇 〇	五 千 九 百 〇 〇	五 千 九 百 〇 〇	五 千 九 百 〇 〇	五 千 九 百 〇 〇	五 千 九 百 〇 〇	五 千 九 百 〇 〇	五 千 九 百 〇 〇	五 千 九 百 〇 〇

資金法第九條第一項並びに特別
會計に關する法律第八十條第九
項、第十條第三十六條第九
項及び第三百一十條第一項の
規定に基づき発行した政府短期
証券については額は面金額で二
千五百九十四億円、三兆二千
八百六十二億四千九百九十
五万四千九百九十二億四千九
百九十

十六	十五	十四	十三	十二
払込期日	者入札参加	場所	元償還金額	償還期限
平成二十二年二月十日	財務大臣から通知を受けた者		日本銀行額百円につき百円	償還金を支払う。その翌営業日に
				ただし、償還期が銀行休業日に